

青森県報

号外第十三号

令和六年
三月二十七日
(水曜日)

目次

告示

○令和6年度青森県一般会計予算ほか十六件の要領……………（財政課）…

告示

青森県告示第百七十二号

令和六年二月青森県議会第三百十七回定例会の議決を経た令和6年度青森県一般会計予算ほか十六件の要領は、次のとおりである。

令和六年三月二十七日

青森県庁 第一課

令和6年度青森県一般会計予算

令和6年度青森県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ702,200,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、125,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	県	税	149,500,840
1	県	民	35,803,887
2	事	業	27,461,356
3	地	方	27,993,498
4	不	動	2,150,527
5	た	ば	1,726,498
6	ゴ	ル	145,191
7	軽	油	12,621,015
8	自	動	17,170,267
9	敏	区	2,007

10	固定資産税	425,057		778,342
11	核燃料物質等取扱税	23,906,936		295,813
12	狩猟税	3,646		482,529
13	産業廃棄物税	89,504		4,573
14	旧法による税	1,451		4,573
2	地方消費税清算金	68,628,164		16,202,061
1	地方消費税清算金	68,628,164		677,544
3	地方譲与税	25,424,171		15,524,517
1	特別法人事業譲与税	22,744,765		1
2	地方揮発油譲与税	2,258,320		1
3	石油ガク譲与税	82,101		58,599,353
4	自動車重量譲与税	176,155		117,408
5	森林環境譲与税	102,762		2,112
6	航空機燃料譲与税	60,068		50,479,123
4	市町村たばこ税都道府県交付金	1		68,140
1	市町村たばこ税都道府県交付金	1		3,762,034
5	地方特例交付金	2,738,116		4,170,536
1	地方特例交付金	2,738,116		50,401,000
6	地方交付税	213,168,000		50,401,000
1	地方交付税	213,168,000		702,200,000
7	交通安全対策特別交付金	323,120		
1	交通安全対策特別交付金	323,120		
8	分担金及び負担金	3,337,886		
1	分担金	425,984		金
2	負担金	2,911,902		千円
9	使用料及び手数料	7,284,226		1,370,460
1	使用料	5,259,197		1,370,460
2	手数料	2,025,029		32,959,075
10	国庫支出金	105,810,146		11,152,251
1	国庫補助金	41,447,037		6,261,678
2	国庫補助金	62,937,442		1,048,848
3	委託金	1,425,667		5,609,009
11	財産収入			1,115,284
1	財産運用収入			
2	財産売却収入			
12	寄附金			
1	寄附金			
13	繰入金			
1	特別会計繰入金			
2	基金繰入金			
14	繰越金			
1	繰越金			
15	諸収入			
1	延滞金、加算金及び過料等			
2	県預金利息			
3	貸付金元利収入			
4	受託事業収入			
5	収益事業収入			
6	雑収入			
16	県債			
1	県債			
歳出	合計			
款	項			
1	議会費			
1	議会費			
2	総務費			
1	総務費			
2	企画管理費			
3	県民生活費			
4	徴収費			
5	市町村振興費			

6	選挙費	86,033	1	商工費	54,982,865
7	消防費	6,904,148	2	觀光費	2,634,374
8	統計調査費	418,568	3	大規模開発費	17,449,157
9	人事委員会費	146,783	8	土木費	69,460,060
10	監査員費	216,473	1	土木管理費	2,769,164
3	民生費	110,926,676	2	道路橋梁費	40,734,543
1	社見会	62,139,189	3	河川海岸費	14,316,048
2	児童福祉費	29,790,281	4	港湾計画費	4,518,947
3	生活保護費	7,358,363	5	都市計画面費	3,043,515
4	社会救助費	11,503,496	6	空港港費	2,295,704
5	災害保健助費	135,347	7	住宅費	1,782,139
4	環境保健衛生費	25,265,898	9	警察管理費	32,697,010
1	環境保健衛生費	7,699,584	1	警察活動費	28,717,228
2	保健衛生費	2,255,900	2	警察活動費	3,979,782
3	保健衛生費	1,521,575	10	教育費	135,745,834
4	医療費	7,066,118	1	教育総務費	13,220,444
5	公害対策費	1,546,905	2	小学校費	41,475,366
6	自然保護費	228,785	3	中学校費	27,306,573
7	大病院費	3,678,122	4	高等学校費	32,122,051
8	大学院費	1,268,909	5	特別支援学校費	14,921,028
5	労働費	2,338,116	6	社会教育費	3,025,725
1	労働政策費	634,429	7	保健体育費	3,674,647
2	職業訓練費	1,596,180	11	災害復旧費	6,217,714
3	労働委員会費	107,507	1	農林水産施設災害復旧費	1,360,330
6	農林業費	47,550,680	2	土木施設災害復旧費	4,857,384
1	農業費	9,757,732	12	公債費	94,778,555
2	農産物振興費	691,942	1	公債費	94,778,555
3	畜産業費	2,169,613	13	諸支出金	67,673,526
4	農地業費	17,405,797	1	地方消費税清算金	28,842,123
5	林業費	4,899,121	2	利子割交付金	53,372
6	水産業費	12,626,475	3	配当割交付金	389,207
7	商業費	75,066,396	4	株式等譲渡所得割交付金	350,954

5	法人事業税交付金				2,030,542
6	地方消費税交付金				35,363,471
7	ゴルフ場利用税交付金				101,881
8	自動車取得税交付金			1	
9	環境性能割交付金				541,975
14	子 備 費				150,000
1	子 備 費				150,000
歳 出 合 計					702,200,000

第2表 継続費

9	警察費				
1	警察管理費	十和田警察署庁舎改修事業費	685,857	令和6年度	137,171
10	教育費				
5	特別支援学校費	県立盲学校・青森豊学校併設校校舎等建築事業費	6,104,190	令和6年度	1,162,749
		むつ養護学校校舎増築事業費	721,160	令和7年度	180,907
		七戸養護学校校舎増築事業費	1,742,986	令和6年度	87,141
				令和7年度	1,310,284
				令和8年度	345,561

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額 千円
青森県立三沢航空科学館電気設備改修工事代金	令和6年度から令和7年度まで		244,518
蟹田・脇野沢航路新船建造事業費	令和7年度から令和18年度まで		1,980,000
令和6年度青森県獣医師研修資金貸付	令和7年度から令和8年度まで		12,960

令和6年度医師研修資金貸付	令和7年度から令和11年度まで	144,000
令和6年度看護師等研修資金貸付	令和7年度から令和9年度まで	127,812
令和6年度難職者等再就職訓練事業委託代金	令和7年度から令和8年度まで	241,164
令和6年度農業近代化資金の利子補給	令和7年度から令和22年度まで	利子補給対象借入資金限度額 1,200,000 利子補給率 年0.6%から1.3%
令和6年度農業経営負担軽減支援資金の利子補給	令和7年度から令和22年度まで	利子補給対象借入資金限度額 100,000 利子補給率 年1.3%

令和6年度農地中間管理機構の農地売買等事業（一般資金借入金に対する損失補償）	令和6年度から令和8年度まで	54,305
令和6年度農地中間管理機構の農地売買等事業（担い手支援タイフ）に伴う農用地等買補入資金借入金に対する損失補償	令和6年度から令和8年度まで	366,207

令和6年度農地中間管理機構の農地売買等事業（所有者供託金借入金に対する損失補償）	令和6年度から令和27年度まで	2,070
令和6年度農業水利施設保全合理化事業工事代金	令和7年度から令和8年度まで	150,000
令和6年度農業水路等長寿命化・防災減災事業工事代金	令和7年度	405,000
令和6年度防災ダム事業工事代金	令和7年度	160,000

令和6年度漁業近代化資金の利子補給	令和7年度から令和26年度まで	利子補給対象借入資金限度額 1,000,000 利子補給率 年0.8%から1.3%
令和6年度漁業経営維持安定資金利子補給	令和7年度から令和21年度まで	利子補給対象借入資金限度額 50,000 利子補給率 年1.3%
令和6年度漁業経営再建資金利子補給	令和7年度から令和16年度まで	利子補給対象借入資金限度額 200,000 利子補給率 年0.15%
令和6年度漁業経営高度化促進支援資金利子補給	令和7年度から令和16年度まで	利子補給対象借入資金限度額 50,000 利子補給率 年0.65%から1.3%

令和6年度誘致企業本社機能移転促進費補助	令和6年度から令和7年度まで	30,000
令和6年度むつ小川原開発地区企業立地促進費補助	令和6年度から令和7年度まで	55,000
令和6年度IT・コネクティブセンター関連産業立地促進費補助	令和6年度から令和10年度まで	227,500
令和6年度青森県産業立地促進費補助	令和6年度から令和15年度まで	3,000,000
令和6年度馬門野辺地線橋梁架替事業(野辺地橋)工事代金	令和7年度	200,000
令和6年度国道101号道路改良築事業(新迫良瀬橋)工事代金	令和7年度	800,000
令和6年度国道338号道路改良築事業(新老部橋)工事代金	令和7年度	160,000
令和6年度五所川原岩木線道路改良築事業(泡子橋)工事代金	令和7年度	156,000
令和6年度白銀市川環状線都市計画街路事業工事代金	令和7年度	150,000
令和6年度新青森県総合運動公園総合体育館電力貯蔵設備等改修工事代金	令和7年度	69,398
新青森県総合運動公園新水泳場等整備運営事業費	令和7年度から令和20年度まで	14,317,896
令和6年度青森県総合運動公園屋内水泳場除却工事代金	令和7年度	67,060
令和6年度青森空港薬剤散布車購入費	令和7年度	63,800
令和6年度弘前警察署庁舎建築設計業務委託代金	令和7年度	212,379
令和6年度定時制通信制修学奨励金貸付	令和7年度から令和9年度まで	5,016
令和6年度十和田工業高等学校改築設計業務委託代金	令和7年度	130,199
令和6年度二本木農業恵拓高等学校寄宿舎改築設計業務委託代金	令和7年度	31,193
令和6年度本造高等学校改築設計業務委託代金	令和7年度	83,623

令和6年度三内丸山遺跡大型堅穴建物長寿命化改修業務等委託代金 令和7年度 102,705

令和6年度青森県スタケート場受変電設備更新工事代金 令和7年度 301,702

令和6年度青森県武道館自動制御設備更新工事代金 令和7年度 184,427

令和6年度県営野球場整備基本計画策定支援業務委託代金 令和7年度 16,856

第4表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
港湾事業	1,769,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通条件による。場合は、知事が借入先と協議の上定める。合により年限度額を超えて償還又は借換することができる。
河川事業	4,639,000			
海岸事業	308,000			
農業農村整備事業	3,474,000			
災害関連事業	1,938,000			
治水事業	480,000			
砂防事業	915,000			
都市計画事業	221,000			
治山事業	349,000			
林道事業	97,000			
漁港事業	3,568,000			
自然公園施設整備事業	55,000			
道路事業	15,633,000			
空港事業	107,000			
公園事業	194,000			
交通安全施設整備事業	780,000			
高等学校整備事業	1,467,000			
特別支援学校整備事業	2,142,000			
公営住宅建設事業	525,000			

過年発生補助災害復旧事業	471,000
現年発生補助災害復旧事業	1,248,000
現年発生国直轄災害復旧事業	133,000
現年発生単独災害復旧事業	30,000
老人福祉施設整備事業	379,000
警察施設整備事業	83,000
三内丸山遺跡史跡整備事業	41,000
合同庁舎等整備事業	130,000
北海道新幹線鉄道整備事業	8,000
青森県立三沢航空科学館整備事業	114,000
アピオあおり改修事業	288,000
防災情報ネットワーク更新事業	522,000
消防学校施設整備事業	1,786,000
県民福祉プラザ施設整備事業	50,000
ねむのき会館改築事業	413,000
療育福祉・医療療育センター改修事業	7,000
県立保健大学施設整備事業	97,000
田舎館食肉衛生検査所庁舎解体事業	26,000
自然災害防止事業	634,000
営農大学校施設整備事業	118,000
浅虫水族館設備改修事業	43,000

県立美術館設備改修事業	200,000
県道等整備事業	2,146,000
警察本部庁舎耐震・長寿命化改修事業	980,000
災害対策警察活動基盤整備事業	7,000
私立学校耐震化促進事業	15,000
体育施設整備事業	602,000
社会教育施設整備事業	52,000
三内丸山遺跡センター改修事業	73,000
臨時財政対策債	1,018,000
公有林整備事業	26,000
計	50,401,000

令和6年度青森県公債費特別会計予算

令和6年度青森県公債費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ130,928,175千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳入	金額
款	項	千円
1	繰入金	99,966,579

1	一般会計繰入金	94,672,603
2	基金繰入金	5,293,976
2	県債	30,961,596
1	県債	30,961,596
歳入	合計	130,928,175

歳出	項目	金額 千円
1	公債費	130,928,175
1	公債費	130,928,175
歳出	合計	130,928,175

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
一般会計借換債	30,961,596	普通貸借又は債券発行	9.0以内	知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
計	30,961,596	／	／	／

令和6年度青森県療育福祉・医療療育センター特別会計予算

令和6年度青森県療育福祉・医療療育センター特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,127,065千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、190,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項目	金額 千円
1	使用料及び手数料	1 使用料	1,315,412
2	財産収入	1 財産運用収入	1,315,412
3	繰入金	1 繰入金	770,107
4	繰越金	1 繰越金	770,107
5	諸収入	1 雑収入	3
1	県預金	1 県預金	41,542
2	受託事業収入	1 受託事業収入	160
3	雑収入	1 雑収入	484
歳入	合計		40,898
歳出	款	項目	金額 千円
1	療育福祉・医療療育センター費	1 療育福祉・医療療育センター費	2,126,905
2	さわらび療育福祉センター費	1 さわらび療育福祉センター費	802,201
3	はまなす医療療育センター費	1 はまなす医療療育センター費	414,598
1	公債費	1 公債費	910,106
1	公債費	1 公債費	160
歳出	合計		160
歳入	合計		2,127,065

令和6年度青森県港湾整備事業特別会計予算

歳 出 合 計 2,127,065

令和6年度青森県港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,491,173千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款 項

金 額
千円

1	分担金及び負担金	19,267
1	1 負 担 金	19,267
2	使用料及び手数料	374,708
1	1 使 用 料	374,708
3	財 産 収 入	220,685
1	1 財 産 売 払 収 入	220,685
4	繰 入 金	82,330
1	1 一 般 会 計 繰 入 金	82,330
5	繰 越 金	82,330
1	1 繰 越 金	82,330
6	諸 収 入 金	7,182
1	1 諸 収 入 金	7,182
1	1 諸 収 入 金	7,182

雑 入 7,181

7 県 債 787,000

1 県 債 787,000

歳 入 合 計 1,491,173

歳 出

款 項

金 額
千円

1	港湾整備事業費	1,029,977
1	1 青森港整備事業費	888,653
2	2 八戸港整備事業費	138,530
3	3 津軽港整備事業費	1,116
4	4 大湊港整備事業費	1,678
2	2 公 債 費	215,441
1	1 公 債 費	215,441
3	3 繰 出 金	245,755
1	1 一 般 会 計 繰 出 金	245,755
歳 出 合 計		1,491,173

第2表 地方債

起債の目的 限度額 起債の方法 利率 償還の方法

港湾整備事業	787,000	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	公的資金の場合は、融通条件による。場合は、知事が借入先と協議の上定める。合により年限変更、繰上償還又は償換することができる。
計	787,000	/	/	/

令和6年度青森県証紙特別会計予算

令和6年度青森県証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,354,289千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額 千円
		1 証紙管理収入	2,269,083
		1 証紙取扱収入	2,269,083
	2 繰 入	金	85,205
	1 一般会計繰入金		85,205
	3 繰 越	金	1
	1 繰 越		1
	歳 入	合 計	2,354,289
	歳 出		
	款	項	金 額 千円
		1 証紙管理取扱費	2,354,289
		1 証紙取扱費	2,354,289
	歳 出	合 計	2,354,289

令和6年度青森県管理特別会計予算

令和6年度青森県管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ441,218千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款 項 金 額
千円

		1 繰 越	金	441,217
		1 繰 越		1
	2 諸	収入		441,217
	1 管理	費収入		441,217
	歳 入	合 計		441,218

歳 出

款	項	金 額 千円
	1 管 理	441,218
	1 管 理	441,218
	歳 出	441,218

令和6年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算

令和6年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ301,736千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
	1 財 産	301,736
	1 財 産	301,736
	歳 入	301,736

歳 出

款	項	金 額 千円
	歳 出	

1	土木費	301,736
1	道路橋梁費	301,736
歳出	合計	301,736

令和6年度青森県駐車場事業特別会計予算

令和6年度青森県駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,588千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 千円
1	使用料及び手数料	29,306
1	使 用 料	29,306
2	財 産 収 入	339
1	財 産 運 用 収 入	337
2	財 産 売 払 収 入	2
3	繰 越 金	1
1	繰 越 金	1
4	諸 収 入	2,942
1	県 預 金 利 子 入	1
2	雑 入	2,941
歳 入	合 計	32,588

歳 出	項	金額
歳 出	合 計	32,588

1	駐車場事業費	千円
1	県営駐車場運営費	24,506
2	地下駐車場運営費	18,869
2	公 債 費	5,637
1	公 債 費	1
3	繰 出 金	8,081
1	一般会計繰出金	8,081
歳 出	合 計	32,588

令和6年度青森県鉄道施設事業特別会計予算

令和6年度青森県鉄道施設事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,925,768千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,380,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額 千円
1	使用料及び手数料	5,212,329
1	使 用 料	5,212,329
2	繰 入 金	857,439
1	一般会計繰入金	857,439

3 県	債 債	856,000
1 歳	入 入	856,000
	合 計	6,925,768

1 鉄道施設事業費	6,105,490
1 鉄道施設管理費	6,105,490
2 公 債 費	820,278
1 公 債 費	820,278
歳 出 合 計	6,925,768

第2表 地 方 債

起債の目的	限 度	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
	千円		%	
鉄道施設事業	856,000	普通貸借又は は債券発行	9.0 以内	公的資金の場合は、融通条 件による。他の場合は、知事が借 入先と協議の上定める。都府県に 先ただし、更に、繰上償還又は借 り年限変更することができ 換すること
計	856,000	/	/	/

令和6年度青森県国民健康保険特別会計予算

令和6年度青森県国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ123,839,692千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	歳 出	金 額
款 項	款 項	千円
1 分担金及び負担金	1 分担金及び負担金	37,114,664
1 負 担 金	1 負 担 金	37,114,664
2 国 庫 支 出 金	2 国 庫 支 出 金	38,322,694
1 国 庫 負 担 金	1 国 庫 負 担 金	25,523,530
2 国 庫 補 助 金	2 国 庫 補 助 金	12,799,164
3 前 期 高 齢 者 交 付 金	3 前 期 高 齢 者 交 付 金	38,513,146
1 前 期 高 齢 者 交 付 金	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	38,513,146
4 共 同 事 業 交 付 金	4 共 同 事 業 交 付 金	257,667
1 共 同 事 業 交 付 金	1 共 同 事 業 交 付 金	257,667
5 出 産 育 児 交 付 金	5 出 産 育 児 交 付 金	2,963
1 出 産 育 児 交 付 金	1 出 産 育 児 交 付 金	2,963
6 財 産 運 用 収 入 金	6 財 産 運 用 収 入 金	926
1 財 産 運 用 収 入 金	1 財 産 運 用 収 入 金	926
7 一 般 会 計 繰 入 金	7 一 般 会 計 繰 入 金	9,627,629
1 一 般 会 計 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,801,432
2 基 金 繰 入 金	2 基 金 繰 入 金	2,826,197
8 繰 越 金	8 繰 越 金	1
1 繰 越 金	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入 金	9 諸 収 入 金	2
1 保 険 給 付 費 等 交 付 金 返 還 金	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金 返 還 金	1
2 県 預 金 利 子	2 県 預 金 利 子	1
合 計	合 計	123,839,692
1 国民健康保険事業費	1 国民健康保険事業費	123,839,486

1	運 營 費	165,444
2	国民健康保険事業費交付金等	123,666,532
3	財政安定化基金積立金	926
4	諸 支 出 金	6,584
2	公 債 費	206
1	公 債 費	206
歳	出 合 計	123,839,692

令和6年度青森県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和6年度青森県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ176,412千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳	入	金	額
款	項	千円	
1	繰 入 金	15,585	
1	一般会計繰入金	15,585	
2	繰 越 金	39,538	
1	繰 越 金	39,538	
3	諸 収 入 金	121,289	
1	県 預 金 利 子	2	
2	貸付金元利収入	121,283	

3	雑 入	人	4
歳	入 合 計		176,412

歳 出

款	項	金	額
		千円	
1	母子父子寡婦福祉資金貸付費	176,412	
1	母子父子寡婦福祉資金貸付費	176,412	
歳	出 合 計		176,412

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
			千円
令和6年度母子福祉資金貸付金	令和7年度から令和10年度まで		56,388
令和6年度父子福祉資金貸付金	令和7年度から令和9年度まで		17,790
令和6年度寡婦福祉資金貸付金	令和7年度から令和9年度まで		11,283

令和6年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和6年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,026,767千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額 千円
1	入 金	5,382
1	一般会計繰入金	5,382
2	繰 越 金	87,908
1	繰 越 金	87,908
3	入 入 金	1,667,283
1	諸 貸付金収入	1,657,149
2	貸 預金収入	590
3	雑 雑利子	2
4	貸 付金利息	9,542
4	県 県債	1,266,194
1	県 債	1,266,194
歳	入 入 債	3,026,767
歳	出 出 債	
款	項	金額 千円

1	小規模企業者等設備導入資金貸付金	1,582,743
1	1 小規模企業者等設備導入資金貸付金	1,582,743
2	事 務 費	5,975
1	1 諸 費	5,975
3	公 債 費	1,350,081
1	1 公 債 費	1,350,081
4	繰 出 金	87,968
1	1 一般会計繰出金	87,968
歳	出 出 計	3,026,767

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	1,266,194	普通貸借	0.75	独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。

令和6年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和6年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ129,542千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳	入	金額 千円
1	貸付勘定収入	128,000
1	繰 越 収 入	119,999
2	諸 収 入	8,001
2	業務勘定収入	1,542
1	1 繰 越 収 入	1,539
2	2 諸 収 入 計	3
歳	出	金額 千円
1	貸付勘定金	128,000
1	1 貸付勘定金	50,000
2	2 国庫返還金	52,000
3	3 繰 越 勘 定 金	26,000
1	1 業務勘定金	1,542
歳	1 業 務 勘 定 費 計	1,542
歳	1 業 務 勘 定 費 計	129,542

令和6年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和6年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,249千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	項	金 額 千円
1 貸付勘定収入	130,000	
1 繰越収入	93,158	
2 業務勘定収入	36,842	
1 繰越収入	2,249	
2 繰越収入	2,245	
3 諸収入	1	
歳 入 合 計	132,249	
歳 出	項	金 額 千円
1 貸付勘定	130,000	
1 沿岸漁業改善資金貸付金	130,000	
2 業務勘定	2,249	
1 取扱事務費	2,249	
歳 出 合 計	132,249	

令和6年度青森県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度青森県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 青森県立中央病院

(1) 病 床 数 684床

(2) 年 間 患 者 数 470,283人

イ 入 院 患 者 数 190,833人

ロ 外 来 患 者 数 279,450人

(3) 一 日 平 均 患 者 数 522人

イ 入 院 患 者 数 522人

ロ 外 来 患 者 数 1,150人

(4) 建 設 改 良 工 事 365,574千円

イ 病 院 購 入 事 365,574千円

ロ 資 産 購 入 事 1,337,350千円

ハ リ ー ス 資 産 購 入 事 535,998千円

2 青森県立つしが丘病院

(1) 病 床 数 230床

(2) 年 間 患 者 数 71,135人

イ 入 院 患 者 数 41,975人

ロ 外 来 患 者 数 29,160人

(3) 一 日 平 均 患 者 数

イ 入 院 患 者 数 115人

ロ 外 来 患 者 数 120人

(4) 建 設 改 良 工 事 22,159千円

イ 資 産 購 入 事 22,159千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 中央病院事業収益 31,263,718千円

第1項 医 業 収 益 28,168,532千円

第2項 医 業 外 収 益 3,095,186千円

第2款 つくしが丘病院事業収益	1,847,194千円
第1項 医業収益	1,195,461千円
第2項 医業外収益	651,733千円

支出

第1款 中央病院事業費用	32,199,685千円
第1項 医業費用	31,794,932千円
第2項 医業外費用	394,753千円
第3項 予備費用	10,000千円
第2款 つくしが丘病院事業費用	2,031,224千円
第1項 医業費用	2,020,432千円
第2項 医業外費用	9,792千円
第3項 予備費用	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,019,425千円は損益勘定留保資金2,019,425千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 中央病院資本的収入	1,573,721千円
第1項 負担金	702,721千円
第2項 企業債	871,000千円
第2款 つくしが丘病院資本的収入	40,900千円
第1項 負担金	21,900千円
第2項 企業債	19,000千円

支出

第1款 中央病院資本的支出	3,590,387千円
第1項 建設改良費	2,238,922千円
第2項 企業債償還金	1,251,465千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	100,000千円
第2款 つくしが丘病院資本的支出	43,659千円

第1項 建設改良費	22,159千円
第2項 企業債償還金	21,500千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款項	事業名	総額千円	年度	年割額千円
1 中央病院資本的支出	1 建設改良費	県立中央病院機械設備改修工事費	令和6年度	8,800
			令和7年度	192,000
1 建設改良費	県立中央病院電気設備改修工事費	71,200	令和6年度	2,200
			令和7年度	69,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額千円	起債の方法	利率%	償還の方法
県立中央病院施設整備事業及び医療器械整備事業	871,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通条件による。その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年割変更又は償還方法を変更することができる。
県立つくしが丘病院施設整備事業	19,000			
計	890,000	/	/	/

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経

費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 13,813,964千円
- (2) 交際費 200千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、12,442,397千円と定める。

令和6年度青森県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度青森県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 事業業量
 - イ 年間総給水量 110,497,647立方メートル
 - ロ 給水事業所数 10事業所
 - ハ 一日平均給水量 302,733立方メートル

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 工業用水道事業収益 898,460千円
 - 第1項 営業収益 897,019千円
 - 第2項 営業外収益 1,441千円

支 出

- 第1款 工業用水道事業費用 868,013千円
 - 第1項 営業費用 861,127千円
 - 第2項 営業外費用 1,886千円
 - 第3項 予備費 5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,422,068千円は建設改良積立金816,891千円、損益勘定留保資金43,490千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額81,687千円で補てん

するものとする。）。

支 出

- 第1款 資本的支出 942,068千円
 - 第1項 建設改良費 898,578千円
 - 第2項 企業債償還金 43,490千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 153,245千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,468千円と定める。

令和6年度青森県下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度青森県下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 青森県流域下水道 279,430人
 - (1) 処理人口 279,430人
 - (2) 一日平均処理水量 123,607立方メートル
 - (3) 建設改良
- イ 下水道工事 3,867,005千円
- ロ 資産購入 2,387千円

2 青森県十和田湖特定環境保全公共下水道

(1) 処 理 人 口 15,287人
 (2) 一 日 平 均 処 理 水 量 1,672立方メートル
 (3) 建 設 改 良 工 事 105,920千円
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 流域下水道事業収益 4,936,736千円
 第1項 営 業 収 益 2,558,542千円
 第2項 営 業 外 収 益 2,378,194千円
 第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道事業収益 363,175千円
 第1項 営 業 収 益 73,795千円
 第2項 営 業 外 収 益 289,380千円

支 出

第1款 流域下水道事業費用 4,930,964千円
 第1項 営 業 費 用 4,792,485千円
 第2項 営 業 外 費 用 138,479千円
 第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道事業費用 361,603千円
 第1項 営 業 費 用 360,892千円
 第2項 営 業 外 費 用 711千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,344千円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,344千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 流域下水道資本的収入 4,369,427千円
 第1項 企 業 債 723,000千円
 第2項 負 担 金 1,223,035千円
 第3項 補 助 金 2,423,392千円

第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道資本的収入 105,920千円

第1項 負 担 金 68,520千円
 第2項 補 助 金 37,400千円

支 出

第1款 流域下水道資本的支出 4,375,199千円
 第1項 建 設 改 良 費 3,869,392千円
 第2項 企 業 債 償 還 金 505,807千円
 第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道資本的支出 107,492千円
 第1項 建 設 改 良 費 105,920千円
 第2項 企 業 債 償 還 金 1,572千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度
馬淵川流域下水道事業工事代金	令和7年度から令和8年度まで	510,000千円
十和田湖特定環境保全公共下水道事業工事代金	令和7年度から令和8年度まで	376,400千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
下 水 道 事 業	723,000千円	普通貸借又は普通債券発行	9.0%以内	公的資金の場合は、融通条件による。その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。

計

723,000

/

/

/

(一時借入金)

第7条 一時借入金 の 限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各 項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各 項の経費の金額を流用することができ る場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職 員 給 与 費

40,954千円

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭